

法務省矯少訓第22号

矯正管区長
少年院長

在院者の入院に関する訓令を次のように定める。

平成27年5月27日

法務大臣 上川陽子
(公印省略)

在院者の入院に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、在院者の入院に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、少年院法（平成26年法律第58号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(入院の根拠となる文書の確認等)

第3条 少年院の長は、在院者がその少年院に入院する場合には、家庭裁判所の送致決定書の謄本、検察官の執行指揮書、少年鑑別所の長の少年院指定書、矯正管区の長の移送認可書その他の入院の根拠となる文書の内容の確認その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定は、在院者が新たな保護処分又は刑の執行を受けることとなる場合に準用する。

(入院時の告知の時期)

第4条 法第20条に規定する告知は、在院者が入院した日に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、少年院の長は、在院者について、保護室への収容その他やむを得ない事由があると認めるときは、その事由がなくなった後速やかに告知を行うものとする。

(入院時の告知以外の告知)

第5条 少年院の長は、在院者に対し、法第20条の規定による告知を行うときは、法第37条第1項に規定する在院者の日課についても、書面又は口頭で告知するものとする。在院者が受刑在院者である場合には、次に掲げる事項についても、口頭で告知するものとする。

(1) 刑の起算日及び刑期（定期刑の場合は刑の終了日）

(2) 少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により、少

少年院において刑の執行を行うこと。

- (3) 16歳に達した日の翌日から起算して14日以内に刑の執行が終了しないときは、刑事施設で刑の執行を受けることとなること。
- 2 在院者が新たな刑の執行を受けることとなる場合には、その在院者に対し、前項各号に掲げる事項を口頭で告知するものとする。
- 3 前2項の規定により告知した内容に変更があった場合には、その都度、変更された内容を改めて告知するものとする。この場合の告知は、書面又は口頭で行う。

(説示)

第6条 少年院の長は、在院者に対し入院後速やかに、少年院の目的、少年院で行われる矯正教育の概要その他参考となる事項を説示し、安心と信頼感を抱かせ、かつ、矯正教育への動機付けを図るように努めなければならない。

(入院の通知)

第7条 法第22条の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面の送付により行うものとする。

- (1) 在院者の氏名
- (2) 入院した日
- (3) 少年院の名称、所在地及び電話番号

(仮に収容される者への準用)

第8条 第3条第1項、第4条、第5条(第1項後段及び第2項を除く。)の規定は、法第133条第1項若しくは第2項、少年法第17条の4第1項若しくは第27条の2第5項又は少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第123条の規定により少年院に仮に収容される者について準用する。

附 則

この訓令は、法の施行の日(平成27年6月1日)から施行する。